序 章 子どもの「救済」の歴史を問う視角

土 屋 敦野々村 淑ヱ

(1) 本書がめざすもの

福祉国家による家族や個人の生き方への助成的介入が有している官僚制的形式と、 いと考えるからである。しかしながら、このこと自体が、本書が発信したい第一の点ではない。 できない。できない、だけではなく、してはならない。そのような推測を他者に押し付けることほど傲慢なものはな うことを語ることもしない。彼/彼女らの苦しみや幸せがどれほどのものであったのかを、私たちは推し量ることは てはいない。あるいは、そうした救済の取組みにもかかわらず、彼/彼女らの苦しみは癒えることはなかった、、、、、、 、、、、、、、彼/彼女らの苦しみを和らげるべく、いかに善意を尽くしてしてきたのか、などを辿ることを目的とししてきたか、彼/彼女らの苦しみを和らげるべく、いかに善意を尽くしてしてきたのか、などを辿ることを目的とし 児童保護や福祉、教育についての近年の歴史研究は、上記のような発展図式や、物語的記述を離れて展開している。 本書は、『孤児と救済のエポック』というタイトルを掲げている。しかし、身寄りのない子どもたちをいかに救済 暴力的抑圧性に転化する可能性を むしろ出発点である。

現代の福祉国家復興や再生論のオプティミズムに一定の距離をおく議論である。比較教育社会史研究会によ

7

崩

て

序

政治的楽観 保 などの 究会による一 護 0 著 作 主義」を修正したこれらの共同研究は、二○一○年以降の当該領域 論 祉の 政 集 府機関に 0 広 アナクロ 歴史に常に近接し展開してきた教育の歴史について、 連の著作集は、 田 照幸 よる救済、 他 ニズムを批 2013保護、 孤児、 橋本伸 判 浮浪児、 あるい 也 他 祉 2014 ; 11 国 は 福祉 [家を成立させた歴史的条件やその過程の精査をすすめ 貧困児らに対する、 の 一時眞貴子他 活動や制 度化、 2016)篤志家や慈善団体、 従来の 実施 は、 の成立とその 日本の教育 そうした楽観的 の研究を牽引し 史 経 博 は緯を、 愛組 な てきた。 学研究の 織 (アカデミズムを含 その さらに 比較 時代 幅 を拡 の文 教育: 国 家 げ

念なく その経緯 0 11) 社会の仕組 なっ 書は、 れるように ħ な あら う や 私 ている社会的 1) 頭末の たち 0 は、 次の れら 断 ゆ 組、 なってきたい やい する前 ることに 0) 、、、、、、、、、・・・制度、多くの人々の態度や思考などについて、それが不良制度、多くの人々の態度や思考などについて、それが不良会的な意味や文脈を明らかにすることによって、普遍化し ような言葉を付け 具体によって、 な の (かった) 研究に示唆を受けながらも、 弊が か に、 に は、 あ よって、いかにしてその価値観が普遍は定着した「本来の」「普通の」「一般的 たいくつもるその網の日 るか ということをまず そ れが t l の線やそのなの目、すなわれ 多くの人々に真理と見做 加えてみよう。 れ な () むしろ、 が認識、)絡まりとしての網の目を解きほどち、子どもや家族についての、 さらに解明しようとした課題が 普遍: してみる、 本 書 性を帯びるに至 の読 ž 者の **|性を帯びるに至ったのかを解明することである。||な」「普遍的な」とされる価値観の成立過程を迫** れ ということである。 るように 方 Þ は、 つ 不変でも普遍でもなく、従っ化された価値観によって出来った経緯、そこに刻まれたけ きょ そうし つ 社緯、 た道筋 ある。 た そ 値、が 価 それ ようと 観、 L あ 値 て、 が、 る。それ 観 普, を は、 さら 遍、 相 · う こうし で、 対 に つ、来、 化 の あい が け 次 しえ 正 て、上、 n ども今 た l 0) 疑、が、 よう 真いか いった 7 本 らうちいる で、あい 否 的 0) 0 1)

う

通、

か た

ける。どのようにして、それは異議を唱えることができないような、普遍的本書は、そのこと自体についての正誤判断はしない。それは不可能である。 な場が一番である、 子どもは守られるべきである、 といった子どもと家族についての言葉に対して、 家族は子どもの命と育ちに第一義的な責任がある、 敢えて異議を唱える人は殆どいない 的な価値観となったのか。、、、(4)。しかしその代わりに、こ 子どもの健全な育ちには のように問 と思 家庭 わ れる。 1) か

か

な

しかし同

時に大胆な試みである。

本書における問 1) か けの 前 に

実

けた。 にして当たり前とされていくのか、 と家族についての新 任を持っているのは父である、 は大人と異 である。 そ つ が期の たが た様 ての の問 それ っ 養 価 そ Þ 1) 、な層が なる扱 まで当たり前ではなかったことが、 育役割が相応しい、 値 れ か け 観 は 本書に収められたそれぞれの論考では、 は そ Ó あり、 れ 前 われ方をされるべきである、 ぞれ じい 度に様々な要素がすべて出揃って出来上がっていくことは考えにくいということである。 に 価 その理由とされたことも、 ふたつ前提がある。 0 値観 論考において示されるだろう。 子どもの成長にはそうした役割を担う父母が揃 または母である……、 の要素と、 を解明する作業である。 それが生み出されていく論理と文脈を丁寧にひとつひとつ追うことを心が 一つは、 子ども期 当たり前とされていく瞬間、 それが主張され浸透していった時代や場によって様々である。 あるいは父と母では役割が異なる、 それを普遍的な価値観としない社会、 各々の対象の時代、 な他の そしてもう一つは、 人生の諸時期とは異なる特権的 その 地域において残された史料から、 子どもの保護とその つ た家庭的 エ ポ ックにフォー 父は扶養役割、 な場 時代が な時 が必要である……、 カスし、 期 際 あ である、 0 つ 家 たとい 母に 族 何 子ども ・う事 が 子ども は特に 養育責

か

家族や子どもの社会史研究の進展に伴い、近代家族の子ども中心主義については、家族史や子ども史の研究者にと 一九八○年代以降には殆ど常識となっている。そして、そこで意図されたのは、子ども中心主義家族の形成

その 中心家族の家族像、 年)や(新)児童虐待防止法制定(平成一二(二○○○)年)、児童福祉法改正(平成二八(二○一六)年)など、そし 過程とそこに刻まれた諸問題の解明であった。しかし、二〇〇〇年代以降、教育基本法改正(平成一八(二〇〇六) それに伴う教育や福祉、 ほ か の事情で子育てができない親もいるだろう、そういう家族には国家や社会は支援が必要である、といった考 親子関係像の再認過程である。子どもは家庭(的な場)が一番の育ちの場である、しかし貧困や 医療領域での社会や政治の場で起きたこと、また起きつつあることは、むしろ、子ども

の実施運営の前提に組み込まれている。そして近年、「児童虐待」、「子どもの貧困」等の問題化によってそれが加速 えば右記に掲げたような法に象徴されるような、強力な規範として機能している。 様々な経緯で徐々につくられてきたものである。非常に不思議なのは、多様で多層な変化の過程を経ているにもかか いるような普遍主義的かつ強力な価値観は、永続的で不変のものではない。それは過去のある時点で、様々な場所で、 既に多くの研究が明らかにしているように、 ある程度一定の共通な価値観が、国や地域を問わず、普遍的に存在していることである。そしてそれが、例 長い射程で歴史を紐解くならば、 家族や子どもについて現 あるいは、教育、 福祉、 在持たれ 医療制度

序 章

え方がいまだに支配的である。

本書のささやかな、 そして大胆 な試

しつつある。

一六世紀イギリス、一八世紀アメリカ、二〇世紀転換期イギリス、二〇世紀アメリカカリフォルニア州

ともできる。

ての

対して、それを塗り替えるような大きな目論見があるわけではない。その意味でささやかな試みなのである。 現代社会史、 とした対象、 0 系社会、 積み重ねである。 規範的 明 な 治期 価 教育史研究に位置づけるような構造化を行うことは難しい。 地域に焦点をあてたいくつかのモノグラフの集積である。これらをもって、 値 沿日本、 :観が成立していく様々なエポックメイキングな時期にそれぞれ的を絞り、 もちろん普遍的家族観や子ども観についての通史ではない。 植民地期朝鮮、 戦後日本という、 いくつかの時代や地域に焦点をあて、 比較教育社会史研究会による研 各々が、 日本や西洋、 自分が最も問うことを必 経緯を明らかに 子どもや家族につい また東洋の近 究の した諸 射 に 究 て

史法 の変わり目を捉えた時空間に降り立ち、 明しようとした試みでもある。 されてい し同時に、 は 則はこうだといった一元的、 誰 た価値観が否定され、 が、 子どもとは、 またどういった集団が、 家族とは、こういうものだ、こういうものだった、 各々が、 新たな価値観が承認され、 価値的認識体系そのものへの、 残された史料から歴史のリアリティをつかみ取ろうとした軌跡とい その途上にある研究対象地域において、 どのような論理や 弁明をもってそれを可能せしめたの 普遍化されていくプロセスにおいて、 それぞれ の研究を通した抵抗 あるいは、 上記のような問いをなげ それを取り巻く近現代 の試みであるというこ か、 何が起きたの につい かけ、 て丹 、える。 念に解 時代 0 歴

かし、先に触れたように、

本書は、

それぞれの対象、

社会において、

子どもや家族についてそれまで当たり前

あ

せる。 、う評 家族や子どもについ ではないもの、 あ 価が下される基準となる。 るいは逆の場合もあるだろう。 すなわちあるべき規範がつくられていく。 一元的な価値観は、 ある像についての規範化は、 「そうではないもの」を浮き彫りにし、 そうでない子どもや家族の形を普通ではない、 あるべきあり方ではないことが浮き彫りにされ、 常に、「そうではないもの」を浮き彫りにし、 際立たせることで、「そうでは 際立 な 際立

あるべき姿では

ない

た

費用

|の削減を狙ったことは有名である(川田昇 1997:118)。

ハウス) じるかもしれない。 たせられるとき、 収容かどうかの困窮度を自己診断させた労役場テストは、まさにそのような効果によって被救済民数と救貧 私たちはそのこと自体によって羞恥心を覚え、できるならそれを隠し、 一九世紀イギリスの新救貧法制定過程で、 被救済民に院外救済を制限し、 あるべき姿であることを演 施設 (労役場=

序 章 対する抵抗、 前提に支援を後押しすることは、傲慢な態度であると言わざるをえない。 自己卑下的な感情は表裏一体なものだからである。 記のように被支援者には引け目と劣等意識が伴っていることが多く、支援者側の憐憫感情と、そうした被支援者側 めに支援することは正しい、という思考に直結する。 時に、 そのようにして、 大胆な試みであるというのは、こうした意味で、である。 あるべきあり方に近づいていくことが無前提的に当然のことになると、 冒頭に触れたように、このようなサイクルに素手で立ち入り、 可哀想だという感情的評価も伴って、である。 研究を通した抵抗とは、 そのような態度に それ というの は その た 0

批判である。

化は、 繊細 ということである。 ているわけでもない。 私たちは、 すべての子どもが、 な評価や態度が不可避的に付随しているということであり、 かにして起きたのか。 貧困や経済的格差を是としているわけでは勿論ない。 それを作りだしている子どもや家族についての一元的価値観こそを見つめなおさなければならな 私たちが問題としているのは、 すべての家族がある一定の在り方で存在することが幸せであるという考え方の普遍化、 なぜ、どのようにして、 そうした福祉や支援の制度や行為には、 その社会は子どもや家族についてのこの強力な価値観に支配 それは時として象徴的にであ そしてまた、 福祉制度や貧困者へ 優劣感覚を伴う非常に れ 暴力的 の支援を否定 に作 崩 でする

般

されるに至ったの

か。

これが私たちの問いである。

(4)子ども、家族についての「物語」批

分に踏襲した研究は少ない。左記は、カニンガムがその書の冒頭に記した文章である。 ろが大きい。本書は、 脱構築する」という試みは、 普遍化された一般的価値観を、 - 貧困児研究として評価され、参照されることも多い。しかし、当研究に底流するこの視座を十 H・カニンガムによる『貧困者の子どもたち』(Cunningham 1991) の示唆によるとこ そうした価値観の普遍化の物語そのものの成立過程を明るみにだすことによって

たちが、 大いに喧伝されたが、(二〇世紀初頭には)遺憾なこと(否定すべきこと)とされた。かくして、 ある(あった;括弧内補足は引用者による)のかということである。それは一七世紀から一八世紀には 本書で私が説明しようとしているのは、 それはいかにしてか、ということが、第二に説明しようとしていることである (Cunningham 1991:1)。 「適切な子ども時代」を構成してきたものを経験し享受する権利があると考えられるように まず第一に、富裕者の子どもと貧困者の子どものあいだにい すべての子ども なったので

照射されていくのである。 れたことに着目し、貧困層の子どもというフィルターを通して、理想の子ども像とそれに向かう物語のつくられ方が 目的としているわけではない。 その差異が際立たせられ、その後二○世紀初頭にその差異はあるべきでは ここでカニンガムは、歴史上におけるイギリスの富裕層の子どもと貧困層の子どもの差異を説明することを最終的な

カニンガムのいう貧しい子どもについての「物語(Story)」とは、 産業化前の家の手伝いをする子どもという牧歌 序

るのである。

メタ歴史叙述として非常に刺激的な視座である。

こと・資本主義下の児童労働

(一六八○─一八一○)、児童労働への反応(一七八○─一八五○)、そして野蛮人(未開人)であること・浮浪児である

(からの救済)、さらに、子どもと国家、各章毎に、創られた子ども史の物語が確

認され

カニンガムはさらに、貧しい子どもたちの沈黙の意味

せつつ拡充されていくプロセスを追いつつ、それぞれのターニングポイントで創られた物語が示される。 されていくプロセス、そして子どもの身体や精神についての科学が進展し、子どものための制度がそれと歩調をあ 心へと押し出され……、 救済活動を称賛し推進した改革者や思想家たちによって創られたとされる。 によって蒙昧で野蛮な状態から啓かれ、 的イメ と指摘されていることである。学校教育が、工場の苛酷な労働や、 Ì ジ から、 産業化による工場で搾取され健康を害する子どもへの変化であり、そこから基礎教育 子どもへの対応こそが、文明化の度合いを判断する試金石となった」(Cunningham 1991: 救済される子どもへ、という系譜を辿って構成される。 未開で野蛮な浮浪状態からの救済の手立てと 重要なのは、「子どもが歴史の前景、 そのような物語が (学校教育 秩序の希求 中

問題にしているような、 をする側の を考えなけれ ただし、この研究はイギリスの一七世紀から二○世紀初頭まで長い期間を対象としている。 そのことの意味を、 関係者が声高に創り出した物語を論じる一方で、貧しい子どもたちの沈黙に注目していることは重 · ばならないという (Cunningham 1991: 233)。 強力な物語を提示し、 私たちは各章の文脈で考えてみる必要があるだろう。 それを紐解くという趣旨からも、 博愛主義者や、 制度化推進者、 ひとまず長期スパンでの見渡 関連行政官ら もちろん、 この 救 済 や保護 研 が必必 究 が

であり、 要である。 救済や保護事業の内容や制度化の経緯、 しかしそれ故に、 その多くが既に存在している歴史研究や著名な社会改革者、 そこでの意見の対立や妥協、 実施の経緯等の詳細や具体までを解明 思想家などの言説分析が主

した研究ではない。

する理由、

条件が必要であろう。

それを確認する必要がある。

孤児 関係や協 てその意味するところはまったく異なる。 びることも多々ある。 意味である。 整備され始めた、それぞれのエポックに焦点を当てる。 て各章でも示されているように、 彼らを救済、 や貧困 ニンガムの な組織が、 力の関係も含み込んだ政治的空間 児の救済、 都市や州や国家などの明示的公権力だけではなく、ボランタリー団体が資金や運営の面で公の性格を帯 公権力による制度や仕組を取り囲み、 研究に示唆を受けつつも、 保護する仕組みが整えられていく。 ある 公的であるか否か、 1) は保護が、 近世、 公的な関心事となった、 このなか 近代以降の貧民救済、 また、「福祉の複合体論」(高田実 本書は、 という区別は非常に難しい で、 対象地域やコンセプトを異にしている。 近隣や縁戚、 そのプロセスをみていく際に留意すべき点が二つある。 国家や社会にとって重要な案件として貧困児、 公的とは、 あるいはそのための仕組、 福祉は、 家族などによる互助などと、 施しなどの個人的、 (岡村他 教会や慈善団体、 2006)2012)° にあるように、 それぞれの 私的な慈善ではな 博愛団 組 各章で扱う地 織 共存してい 時代、 そして、 施設、 体などのボランタ 孤児問題 地 C 制度などが 域に定位し、 本書に た。 域 とい が E · う お

めに公的な財や資源を使用することは理に適ったことであるという考え方が広まり、 ついての 点めは、 あるべき形が徐 それまでの救 々に創られていくには、 済の在り方との衝突である。 それが当然でも理に適ったものでもないと思ってい 孤児や貧困児が救済され保護されるのは当然であり、 さらに救済や保護の内容や方 る人々 が そ 納 0 た 得

れ っては お スの救貧法につい て論じているように、 なかった。 二点めは、 それが、 ていえば川田昇が詳細に論じているように そのようななかで徐々に主題化されてい どのような境遇の子どもであっても、 家族は、 貧困児や孤児の救済、 保護について他の何よりも責任があるものとして想定さ くのが、 (川田昇 子どもはすべて、 家族の在り方であるということである。 1997)、そして本書の各章でそれぞれ まずは家族にその養育や の対

ずれにしても、

どの章においても、

家族、

親がフォーカスされていく様相がみえるだろう。

場合と、 家族がフォ いての第一 孤児院や組織自体の養育の仕方や環境、 1 義的責任をもつものという考え方が定着していくのである。 カスされていく文脈は大きく言えば二つある。それは、 預け先の環境として家族(的雰囲気)が強調される場合である。 救済対象としての子ども 子どもの救済、 保護、 の家族が 福 祉 0 問題とされる 歴 史の なか で

ある。 ちの認識は、 っていく子ども、 開始されていくどの動きも、 形容され、 は不可能である。 期待」(広田・橋本・岩下 2013:23)とも通じる問題である。 子どもや家族についての語りは、 くように、子どもや家族の規範は、 三点目は、 この 政治的真空に存在しているわけではない」(Cunningham 1991: 6)と述べているように、である。 時空間を超えた普遍的な形があるという認識と表裏一体である。各章において孤児、 「私領域 とりわけて子ども、 どこからくるのか。 家族のあるべき像について一定の共通性がみられるのは、 しかし、 の政治性」 この それまでの救済の在り方も、 の問題は、 「政治的真空」化は、 家族が、 政治的磁場から離れ、 本書の各章が、 国家を中心とした政治的な議論の場でつくられていく。カニンガムが「子どもは 私領域とされ、 目新しい視点ではない。 部分的にであれ検証しようとしたのは、 子どもや家族が それとは無関係に理想や規範、 政治的世界と隔絶され語られることである。 家族の在り方もまったく異なるにも とはいえ、 橋本がいう「楽観的で教育主義 「一般的」「普通」「本来」 本書の試みによってその 不可思議である。 価値を語ることが こうした認識自体の生 かかか そのような事態、 問題 貧困児の公的救済 などの言葉によっ のなる福 わらず、 が解 各章でみて 消すること 可能なので 出 しかし、 国家への 来上 私た 成過 7 が が

程であり、

「脱構築」である。

各章の

)概要

10

家や帝国主義・植民地統治の論理、そして教育規範や近代的子ども・家族規範などが複合的かつ多層的に折り重なる もの代替養育の場の形成には、「保護されるべき子ども」をめぐる社会の包摂と排除の論理や公権 った人々が形成してきた親子関係や家族関係におけるそれではない。また、であるからこそ、本書で対象とした子ど 0 保護機関 本書の多くは、 の分析に当てられている。 救貧施設や孤児院そして里親など、 その限りで、本書が対象とした子ども・家族規範は、社会のマジョリティであ 出身家族関係とは切り離されるかたちで養育された「子ども 力の関与、 福 玉

かたちで直接的に反映されやすいという特徴がある。

するかたちで、 る研究者間の共同作業として、そこに編み込まれた複合的かつ多層的な論理や規範の織り目の一つ一つを丁寧に検証 や規範が複合的かつ多層的に織り込まれる、 形成・編成のあり方を分析する中から照射していく研究視座の可能性である。こうした主題を、時代も地域も異な 孤児」に対する代替養育の場の形成史が開示するのは、そうした「親のいない子ども」に対するさまざまな論 一つの研究としてまとめ上げられないか。 その織り込まれ方を、 本書は、 社会の周縁部に位置づけられた子どもの養育規範 そのような問題意識から、 執筆者間の議論を繰 理

返し重ねながら編まれたものである。

のは、 養育が、 古代から中世 ピタルの設立をめぐる分析から開始したことも本書の特徴の一つであった。このクライスト・ホスピタルの設立 こうした議論を そうした棄児や孤児の公的空間への囲い込みをめぐる端緒的出来事の形成史であり、い 公的組織によって公共空間の中で可視化された歴史上初の出来事であった。 期において善意の第三者による養育慣習の中に埋め込まれていた(とされる) 「初期近代」、 「福祉国家の揺籃期」とも評される一六世紀半ばロンドンにおけるクライスト 第一章野々村論文で検討された 貧困 わば「一大実験」とし 階層の棄児や 孤児 ・ホス 0

み合いを分析する中から明らかにする作業だった。

てあった子どもの救済事業の開始を、

同時期の救貧規範の再編や統治機構の編成過程などの多層的

な論理や規範の絡

う手立ての必要性を喚起するかたちで作成される物語) ぎだされる「人道主義的物語」(弱者の苦しみを細部にわたり描写し、人々の感受性を刺激することで、 行われた。 困児の存在 主題は、 また子どもの救済に際して、 「教育」という手段を媒介としながら貧児救済の場に織り込まれていく軌跡を検証する作業だった。 主に第二章、 なかでも第二章で試みられたのは、 が明確な輪郭を有し始める、一八世紀後半米国フィラデルフィアにおける貧児教育の形成に関する分析 第五章、 第六章で扱った。 教育規範・論理が浮かび上がる諸相を軸に据えたことも本書で留意した点である。 一八世紀に急速に拡大していく弱者救済活動の組織 特に第二章乙須論文では、 の形成過程を検証したうえで、そうした弱者救済 米国社会において、 教育の対象として貧 化と、 彼らを苦境 の実践や論 その中で紡 元から救 が 同

端緒となった一九世紀後半から二〇世紀初頭英国における児童政策の展開について扱った。第三章では、 に第三章と第七章で扱われている。 た また本書では、「子ども期の科学化」― 「あるべき子ども規範」の普遍化をめぐる主題にも多くの紙幅を割いた。この「子どもの科学化」 特に第三章草野論文では、 子ども期を何らかのかたちで測定しようとする動き 子ども期の科学化が顕著なかたちで組織化されてい に関 を通してなされ 一九世紀後 しては、

主

られたことが分析された。その上で第三章では、そのような「子ども期の科学化」 い」の防止など、より多くの子どもの生命を維持するために多くの科学的調査がなされ、それを下に施策が組 る契機となったこと、 半から二〇世紀初頭にかけて二次にわたり繰り広げられたボーア戦争が、 また同時期において、 乳児死亡率の改善や児童虐待によって失われる子どもの 英国において「国家の子ども」が が「すべての子ども」に普遍的に 生 命 強 0) がみ立 調され

て

る議 また本書の第四章と第七章は、 論を扱った。 日本の孤児院、 児童養護施設における、 特に子ども・家族規範の形成 編成をめぐ

参照されるべき子ども規範を作り上げていった諸相の解明がなされた。

から 1) この時期に てキリスト教や仏教の影響下に岡山孤児院をはじめ多くの孤児施設が設立された時期に該当しているが、 5 九世紀末以降に生じた出来事だった。 あり方が結び付けられていく諸相が丁寧に分析された。 家の子どもなどへと指示対象を拡大していったことなど、「孤児」というカテゴリーへの特別視と子どもの 第四章足達論文では、 開始しているが、 孤児」 孤児院における養育環境を家庭的な場とすることをめぐる諸相が分析された。 カテゴリー自体が指し示す対象自体は可変的であり、 なり初め て「孤児」というカテゴリ 「孤児」というカテゴリーに特別な意味が付与されていくのは一九世紀以降であり、 一八九二 (明治二五) 第四章におけるエポックは、そうした「孤児」カテゴリー 年に群馬県前橋市岩上村に設立された上毛孤児院の運営実践 ーが特別 に 本書全体の議論自体は一六世紀の子どもの救貧施設の分析 「保護が必要な対象」として創出されたこと、 親は存命だが貧困などの理由で養育役割を果たせな この明治中 -期は、 の特別視が近代家 近代日 またそうし 第四章では 日 の分析 本 救済 本では に か

族規 第 範の 七章土屋論文では、 黎明 期に同規範の移入とともに生じた点にある。 特に第二次大戦期から戦後期において、

۲ が き

355

乳幼児期に親から切り離されながら施設などで養育

学的 精神

証

拠の提示を伴いながら説得的に推奨された点においてエポックな出来事であったといえる。

医学概念の

移入は、

そうした子どもを生み出さないことが、

施設児童の「発達の遅れ」の指摘との

関

連下に、

論は

そうした問

題認識枠組

みが一九六○年代以降、

般家庭児童の「親子分離」

を回避するた

8

の予防策を組

政

また第七章にお

け 科

がき 諸相 児童 で生活する子どもを研究対象としながら作成された「ホスピタリズム」、「愛情飢餓」、 される子どもの の検証がなされた。 精神医学上の専門概念が、 発達の遅れ」を指摘するフロ 孤児院や児童養護施設などの「親から切り離された子ども」 施設養育などの社会実践との相互作用の中で、 イト派の児童精神医学の移入について議論を行った。 自らの概念規定自体を変容させ の研究対象化とフロ 「母性的養育の 剝奪」 その際に、 イト派児童 لح - 施設 つ <

立てるかたちで、 移 民コミュニティ 家族政策へと における同 「転用」 化と異化 されていくという点においてもエポックな主題であった。 (第五章)、 植民地主義と民族主義 (第六章) など、 ナ シ 3 ナ ル な 地

関 れた孤児に対する家庭の代替的役割を果たすことを企図して在米日本人の 童保護事業を、 った。 学的政治と孤児院の運営や里親委託の実践が折り重なり多層化する場に多くの議論を費やしたことも本書の特 の 第五章大森論文では、一九一○年代から戦後期の 形 成が 行われる一方、 羅府日本人人道会から南加 日本語教育の実施や 小児園へと展開 「陛下の赤子」という標語の下での 米国カルフォルニア州において、 していく変遷を軸に検証を行った。 「アメリカ化」を志向するかたちで 「日本人」としての人間形 日系移民によって設立さ 南 加 小 児園 ル成も行 保護機 保護さ れ た児

か 託

れるという、

二重の人間形成がなされる場としてあった。またそうした孤児の保護枠組みは戦後期に至って里親委

「日系人の子供は日系人の家に」という標語を掲げながら、

子どもを

一自然」

に近い

に再編されるとともに、

たちで代替養育する場の重要性が強調されるという軌跡を辿る。

*

院は、 た。 における孤児救済事業が、 降における孤児院運営の展開が民族主義や社会事業の興隆などとの交錯関係の下に整理されるとともに、 や民族主義などの政治が編みこまれた点においても画期を形成していたといえる。 る植民地期は孤児院が多く設置されたという意味でも、 る嶺南共済会 第六章田中論文では、一九一○年代から三○年代までの植民地朝鮮における孤児院の展開が、 植民地期、 (慶北孤児救済会、慶北救済会) 特に一九一九年の三一独立運動以降多くの施設が設置されていくが、この「文化政治期」と呼ば 存続継続のために総督府や道府庁の意を汲むかたちで再編されていった軌跡が の設立や運営の変遷を分析する中で検証された。 また孤児院における子ども養育規範の中に植民地統治の論理 第六章では、 朝鮮半島における孤児 特に一九二〇年代以 特に私設孤児院であ 慶北救済会 描き出され れ

な位 究分野に多くの研究者が参画し、 描き出す上で必要な作業の少なくとも一端は提示できたのではないかと自負している。 朝鮮半島に限られており、 とはい 以上、 相をまとめてきた。 本書のあとがきに代えて、本書全体のコンセプトと各章で展開された「孤児」と「救済」 本書で提示しえたのは、 同作業を通じて、 膨大な量の課題と分析主題、 研究蓄積が進んでいくことを願ってやまない。 同主題のラフなスケッチの一端に過ぎない。 本書の課題であった一六世紀から二○世紀に至る孤児と救済の そして分析史料とが手つかずに残されている。 研究対象も主に欧米圏 をめぐるエポ エ と日本およ ポ ックを 同 ク 研

ッ

357